

令和4年度 第1回千葉市子ども基本条例検討委員会 議事録

1 日 時：令和5年3月29日（水）14時00分～16時05分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟2階 201・202・203会議室

3 出席者：

(1) 委員

宮本委員（委員長）、矢尾板委員（副委員長）、大森委員、沖委員、樫浦委員、郡司委員、小林委員、田村委員、藤芳委員、二タ見委員、松島委員、村山委員、山口委員、山崎委員、吉永委員、米田委員、渡部委員【委員20名中17名出席】

(2) 事務局

【子ども未来局】	大野子ども未来局長、石野子ども未来部長
【子ども未来部子ども企画課】	宮葉課長
【子ども未来部健全育成課】	石田課長
【子ども未来部青少年サポートセンター】	小田所長補佐
【子ども未来部子ども家庭支援課】	飯島課長
【子ども未来部幼保支援課】	柘見課長
【子ども未来部幼保運営課】	香川課長、小俣保育所指導担当課長 池内職員担当課長
【東部児童相談所】	山口所長、中坂企画調整担当課長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育支援課】	峰主任指導主事

4 議 題：

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) (仮称)千葉市子ども基本条例の制定について
- (3) 千葉市の現状と子ども施策について
- (4) 子どもをはじめとする市民の意見を反映させる取組みについて
- (5) 条例制定までのスケジュール（予定）について

5 議事の概要：

- (1) 委員長及び副委員長の選任について、委員の互選により、委員長に宮本委員が、副委員長に矢尾板委員が選任された。
- (2) (仮称)千葉市子ども基本条例の制定について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (3) 千葉市の現状と子ども施策について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

(4) こどもをはじめとする市民の意見を反映させる取組みについて、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

(5) 条例制定までのスケジュール（予定）について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

6 会議の経過：

○酒井補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回千葉県こども基本条例検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の会議ですが、千葉県情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただきます。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、議事録については、千葉県情報公開条例施行規則第12条第3項に基づき、「会議の終了後、速やかに、議事録を作成するとともに、その写しを閲覧に供するよう努める」こととされているため、委員の皆様の御負担や議事録確定の迅速性を考慮し、原則、委員長の署名による承認により確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、座席表と千葉県こどもプランの冊子を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。現時点で過不足等はございませんでしょうか。何かありましたら事務局にお申しつけください。

それでは、開会に当たりまして、大野こども未来局長より、御挨拶を申し上げます。

○大野こども未来局長 皆さん、こんにちは。こども未来局長の大野でございます。

令和4年度第1回千葉県こども基本条例検討委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、本市のこども施策をはじめ、市政各般にわたり、多大なる御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびは、新たに設置することといたしました当委員会の委員への御就任をお引き受けいただくとともに、年度末の大変お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様御承知のとおり、全国的な状況として、少子化の進展や児童虐待事案の増加など、こどもを取り巻く環境は深刻さを増しており、国におきましては、来月からこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が施行されます。

これを契機としまして、本市におきましても、こども施策の基本となる事項などを定める（仮

称) 千葉市子ども基本条例を制定することとしており、様々なお立場からの御意見を伺うとともに、子どもたちが自分らしく生き生きと健やかに成長できるような条例とするために御審議いただくのが、当委員会の大きな目的でございます。

本日は、委員会設置後初めての会議となりますので、条例に関する基本的な考え方を共有していただくとともに、本市の現状や制定に向けた取組などを説明させていただくこととしております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○酒井補佐 続きまして、本検討委員会の委員に御就任いただきました皆様の御紹介をさせていただきます。

本日御出席いただいた皆様におかれましては、お手元の委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、恐縮ではございますが、その場で一旦御起立くださいますようお願いいたします。

また、オンラインで御出席されている皆様におかれましては、画面に向かって挙手をお願いいたします。

千葉市民間保育園協議会副会長、大森康雄様。

○大森委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 千葉市子どものまちC B T実行委員会実行委員長、樫浦敏彰様。

○樫浦委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 植草学園短期大学子ども未来学科准教授、田村光子様。

○田村委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 千葉市手をつなぐ育成会副会長、藤芳晶様。

○藤芳委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 千葉市人権擁護委員協議会人権擁護委員、二タ見茂様。

○二タ見委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 放送大学名誉教授兼千葉大学名誉教授、宮本みち子様。

○宮本委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員、村山直様。

○村山委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 淑徳大学コミュニティ政策学部教授、矢尾板俊平様。

○矢尾板委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 千葉市青少年育成委員会会長、山口誠様。

○山口委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井補佐 昭和薬科大学臨床心理学研究室教授、吉永真理様。

○吉永委員 よろしく願いいたします。

○酒井補佐 公募委員の米田郁雲子様。

○米田委員 米田です。よろしくお願いいたします。

○酒井補佐 千葉みらい響の杜学園施設長、渡部靖久様。

- 渡部委員 よろしくお願ひします。
- 酒井補佐 続きまして、オンラインで御出席されている皆様を御紹介いたします。
公募委員の郡司日奈乃様。郡司様はちょっと接続を確認中でございます。
千葉市ひまわり会会長、小林有香里様。
- 小林委員 小林です。よろしくお願ひします。
- 酒井補佐 公募委員の松島広輔様。
- 松島委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井補佐 委員の皆様、ありがとうございます。郡司様もよろしくお願ひいたします。
- 郡司委員 よろしくお願ひします。
- 酒井補佐 沖委員様と山崎委員様におかれましては、少し遅れて到着するとの御連絡をいただいております。
なお、岸委員、児玉委員、清水委員につきましては、本日は御欠席の旨、御連絡をいただいております。ただいま山崎委員、御到着されました。御紹介させていただきます。
千葉市民間こどもルーム事業者連絡協議会会長、山崎竜二様でございます。
- 山崎委員 山崎竜二です。よろしくお願ひいたします。
- 酒井補佐 事務局職員の紹介につきましては、座席表の配付により代えさせていただきます。
続きまして、発言時の留意事項について御説明申し上げます。
会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手をしていただき、指名されましたら、御発言くださるようお願いいたします。
オンラインで御出席いただいている委員の皆様におかれましては、画面に向かって挙手をしていただき、指名されましたらマイクのミュートを解除して御発言ください。なお、発言されている方以外は、マイクをミュートのままでお願ひいたします。
沖委員も到着されましたので御紹介させていただきます。公募委員の沖知子様でございます。よろしくお願ひいたします。
- 沖委員 よろしくお願ひします。
- 酒井補佐 それでは、これより議事に入らせていただきます。
最初に、議題（１）委員長及び副委員長の選任についてでございますが、委員長が決まりますまでの間、大野こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。大野局長、よろしくお願ひします。
- 大野こども未来局長 それでは、会長が決まりますまでの間、私が進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。
初めに、議題（１）委員長及び副委員長の選任についてでございますが、千葉市こども基本条例検討委員会設置条例第５条第２項の規定によりまして、委員長及び副委員長は委員の互選によって定めることとされております。委員の皆様方、いかがいたしましょうか。田村委員、お願ひします。
- 田村委員 委員長には、国のこども施策推進に係る有識者会議の委員などを務められ、これまで多くのこども・若者施策に関する研究成果を上げてこられました宮本委員が適任ではないかと存じます。また、副委員長には、フィールドワークを通じてこどもや若者と直に接しながら、こど

もの社会参画に関する研究を続けておられる矢尾板委員にお願いできればと存じます。

○大野こども未来局長 ありがとうございます。

ただいま田村委員より、委員長に宮本委員を、副委員長に矢尾板委員を推薦する旨の御提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【 異議なし 】

○大野こども未来局長 皆様、御異議ないようでございますので、委員長を宮本委員に、副委員長を矢尾板委員にお願いしたいと存じます。

委員長と副委員長の任期でございますが、特に規定はございませんが、委員の任期と同じ期間とさせていただきたいと存じます。皆様、御協力ありがとうございます。

○酒井補佐 それでは、宮本委員長、矢尾板副委員長におかれましては、それぞれ委員長席、副委員長席へ御移動をお願いいたします。

【 宮本委員長、矢尾板副委員長 着席 】

○酒井補佐 ありがとうございます。

それでは、宮本委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○宮本委員長 宮本でございます。初めてお目にかかる方も多数いらっしゃいまして、今後よろしくをお願いいたします。

このこども基本条例に関しては、ついこの間まで私は、4月に始まるこども家庭庁の準備の有識者会議というのが内閣官房で続いて行われておりまして、そのメンバーでございましたけれども、たくさんの意見が内外から寄せられて、そしてまた昨年成立したこども基本法を踏まえ、それからこどもの貧困対策に関する大綱と、それからこども・若者育成支援の大綱、大綱のほうは少し前にできておりましたけれども、そしてこども・子育て大綱と、3本の大綱のフォローアップのまとめが文書で提出されて、それを含めてこども家庭庁に申し送りをすると、そういう流れになっておりました。

この4月、まもなくですけれども、新しい体制がスタートするというそのタイミングで千葉市のこども基本条例について検討をスタートするということは、大変いいタイミングだという感じがしております。既に全国のかんりの自治体は条例を持っておりますけれども、そういうものの経験を全部集めて、そして国の大きな転換だと思っておりますけれども、その大きな転換の流れも吸収して検討できるという意味では、千葉市は非常にいいところにいるというふうに思っておりますので、ぜひ、全国に紹介しても恥ずかしくない力のある条例ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井補佐 ありがとうございます。

続きまして、矢尾板副委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○矢尾板副委員長 皆さん、こんにちは。淑徳大学の矢尾板でございます。このたび選任いただきましてありがとうございます。私自身は、千葉市さんのこども・若者市役所の取組と一緒にやらせていただいております。日頃からこどもや若者の社会参画、また投票のところも、これから統一地方選挙が始まりますけれども、主権者教育のようなところもやりながら、こうしたこども・若者に関わることを進めさせていただいております。

先ほど、コミュニティ政策の教授ということで御紹介をいただいたのですが、実はその期限が

あと3日でございます、4月1日から、新たに地方創生学部というところが本学で開始するのですが、そちらの学部長に就任する予定でございます、若干、肩書が変わりますので、その点、御承知おきいただければと思います。

昨日も、実はある新聞社からお電話をいただきまして、千葉市のこうしたこども・若者の社会参画、そしてこうした取組、とてもすばらしいと、やはり日本で先進的な事例になるのではないかとということで、少しコメントを求められました。このような形で、今、委員長がおっしゃったように、大きな政策の転換期でございますが、その中でこれまで千葉市がやってきたことは全国的にも誇れる様々な取組がございます。そうした千葉市の財産を生かして、この千葉市の未来に、こども・若者の幸せへのアクセスをどうしっかりと守っていくのか、またはそれを可能としていくのかというような仕組みをこの条例でつくっていいのではないかとというふうに思いますので、委員長とともに私も汗をかかせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○酒井補佐 ありがとうございます。

それでは、ここからは委員長に議事進行をお願いしたいと思います。宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。初回なものですから、司会進行はいろいろと間違いがあるかと思いますが、お許してください。

では、議題（2）（仮称）千葉市こども基本条例の制定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課長の宮葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず議題（2）ですけれども、（仮称）千葉市こども基本条例の制定につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。

まず、条例の制定を検討するに至った背景でございます。千葉市は、これまでもこども施策を重要施策の1つとして位置づけまして、千葉市こどもプラン、今、机上に緑色の冊子を置かせていただいておりますが、それが第2期の千葉市こどもプランになります。このこどもプランに基づきまして様々な取組を進めてまいりましたけれども、増加する児童虐待事案ですとか、不登校事案とか、こどもの貧困やヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっております。こうした状況の中で、こども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけではなく、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要でありまして、国によるこども基本法の成立を契機といたしまして、本市においてもこども施策の基本となる事項などを定める条例の制定に向けて取り組んでいくこととしたものでございます。

2つ目の、制定する条例のイメージでございます。未来を担うこどもたちが、自分らしく生き生きと健やかに成長できるように、こどもの権利が保障される社会の実現を図るとともに、こどもに関する施策を総合的に推進するための条例の制定を目指していきたいと考えております。

3つ目の、条例の検討に関する方向性でございますけれども、こども基本法の目的や基本理念などを踏まえるとともに、既に同様の条例を設定している先進市の状況等を参考にしながら、また、千葉市独自の視点にも留意いたしまして、当事者であるこどもをはじめとする多くの市民の

意見を聞き、可能な限り反映させることができるように検討を進めていきたいと考えております。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。ここからは参考でございます。こちらは皆様御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、改めてここでこども基本法の概要について御説明をさせていただきます。

まず、この法律の目的でございます。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりまして、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めることなどによりまして、こども施策を総合的に推進するというものでございます。

次に、基本理念でございます。まず、全てのこどもについて、個人として尊重され、そしてその基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

次に、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

次に、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

次に、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

次に、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

最後に、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

なお、このこども基本法における「こども」の定義でございますけれども、心身の発達の過程にある者という形で、具体的な年齢で制限するわけではないということを申し添えておきます。

続いて、3ページをお願いいたします。こちらにつきましては、児童の権利に関する条約を踏まえた、ほかの政令市における条例の制定状況を、大まかなくくりとして共通項を洗い出して一覧表に整理したものでございます。

この児童の権利に関する条約を踏まえた条例を制定する政令市は、現在のところ、川崎市、名古屋市、札幌市、相模原市、新潟市の5市でございます。左側の項目のところですが、その5市の中で、多くの市が規定している項目について若干説明をさせていただきます。

まず、前文ですが、条例制定の背景とか理由などが記載されております。

また、目的・定義ということで、こちらにつきましては、ほとんどの市が、18歳未満その他これらと等しく権利を認めることが適当である者という形で子どもというものを定義しております。

それから、市ですとか保護者・地域住民・事業者等の責務というものを多くの市が規定しております。

また、その1つ下ですけれども、子どもの権利の日・週間・月間というものを4市で定めております。子どもの権利の日というのは、川崎市と札幌市と相模原市ですが、この日というのは、11月20日ということで、国連総会で児童の権利に関する条約が採択された日が11月20日ですので、この日を子どもの権利の日と定めて、周知ですとか啓発事業を行っているという形でございます。また新潟市につきましては、5月5日から11日の児童福祉週間を子どもの権利の週間、11月の児童虐待防止推進月間を子どもの権利の月間というふうに条例で規定しております。

その下、広報ですとか周知啓発、また、子どもへの情報発信というものも全ての市で規定しているところでございます。

またその下、子育て家庭や市民活動への支援、ここも4市で規定しております。

その次、子どもの権利ですけれども、条約に定められている、生きる権利、育つ権利、守られる権利とか参加する権利、こういったものを規定しているところが全てでございます。

そこからは権利の保障の各場面における保障の規定している部分でございます。

まず、家庭における権利の保障ということで、養育支援だとか虐待等の禁止。

次に、学校等における権利の保障ということで、体罰等の禁止ですとかいじめの防止などが規定されております。

それから地域における権利の保障ということで、子どもの居場所というようなものを規定されている市が多くございます。

それからその次、子どもの意見表明や参加の促進ということで、会議への子どもの参加ですとか自治的活動の奨励、参加活動の拠点づくりだということで、こちらについても全ての市で規定しているところでございます。

それからその下、相談・救済ということで、子どもの権利侵害が起こったときの相談の窓口の設置ですとか、あるいは、その際に助言や支援を行ったり、場合によってはその内容について調査し、必要に応じて勧告とか是正の要請などを行う救済委員というものを設置している市もございます。

それからその次が、この権利の保障の状況を絶えず検証していくというところで、権利委員会というものを設置している市も3市ほどございます。

それから、この条例の実効性を具体的に高めるための行動計画を定めている市も4市あるという状況でございます。

こういったことも基本法の内容ですとか、あるいは他市の条例の状況、こういったものを参考にしながら、今後、この検討委員会でいろいろと千葉市に適した条例を制定するための御審議をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等をお出しいただきたいと思っております。初めての検討の場でございますので、実はいろいろな御質問・御意見があるはずで、遠慮なく出していただきたいと思っております。私自身もまだまだたくさん疑問や、勉強しないと分からないと思うことが

多々あるような状態でありますので、ぜひ、たくさん出していただければいただくほど具体的な方向性が見えてくるのではないかと思います。いかがでしょうか。村山委員、どうぞ。

○村山委員 弁護士会の村山でございます。質問になりますけれども、先ほど、条例の他の政令市における制定状況を御紹介いただきました。いろいろな項目があったかと思えます。この検討会では、この千葉市の条例としてどういうところを盛り込んでいくのかというところから皆さんで議論をさせていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。ここでお示しいたしました他の政令市の条例というのはあくまで参考という形で、御審議の際に1つの参考材料にさせていただければと思っております。

○宮本委員長 よろしいでしょうか。

○村山委員 ありがとうございます。

○宮本委員長 この政令市の例ですけれども、あと政令市ではない市町村があつて、それを全部見ると相当の数あると思えますし、初期の頃は、平成10年くらいでしょうか、川崎市あたりが早かったですけれども、そのあたりと今では相当な時間がたっておりますので、千葉市は最新のものをつくっていくということになると思えます。いかがでしょうか。

考えをまとめていただいている間にちょっと私のほうから1つ発言をさせていただきますけれども、こども政策、先ほども「こども」の定義は何かということ、こども基本法の定義は年齢を具体的に定めていないという御説明があつたとおりですが、これは非常に大事なことで、こども基本条例の対象年齢を何歳とするのかということ、中身が変わってきますよね。それで先日の内閣官房のこども家庭庁に関する有識者会議の整理の中ではこういうことになっていました。こども政策、「こども」というのはひらがなで書くんですけど、ひらがなで書いた場合には、内容は「こども及び若者とする」ということで、何かややこしいんですけど、法律は、漢字だけの「子供」というのと、「子」だけ漢字の「子ども」と、今回のひらがなの「こども」の3通りが出てきてしまっていて、整理して1つにしたいけども、法律の名前だと変えられないというようなことがあつて、とても何かややこしいまじい状態になっていると思うんですけども、最終的には、こども政策というのは、こども政策と若者政策から成り立つと位置づけられるようになったわけです。

今までこども政策というと大抵は18歳までで、重点は乳幼児期から15歳くらいまでが集中的に議論されたり施策があつて、その後だんだん遅くなり、18歳を過ぎるともうそれこそ守ってくれるものがないというような、そういう状態にあつたものを、今回は、こども期と若者期という連続的なもので、こども期が終わればいきなり大人になるわけではなく、その以降のプロセスに多くの課題があるんだということで、連続性を持ったものとして位置づけるということに最終的になったわけなんです。ですから、こども家庭庁は18歳までを対象にした仕事をやっては困るんだということになります。

したがって、文章の中では、こども基本法だけでなく他の文章も全て具体的な年齢を言っていないですけど、それはたくさんの議論の中で、年齢を定めることはできないと。もう実態が非常に多様になっていて、30歳になっても大人になれない若者たちもいるし、早々と大人になってしまふ若者もいるし、それぞれの状況の中で支援が必要だったり、権利擁護が必要だったりするということによって一応整理されていると思えます。

こどもというのがいわゆる青少年のような話に議論が戻ってしまうと、昔に戻ってしまうんですね。昔に戻るというのは、昔に戻ってしまっただけで実態に合わないということだと思いますので、そのあたりも含めて、時間を取って私たちの中で議論をして進めるべきではないかと思っております。そのあたりについてはいかがでしょうか。

ちょっと先に進めさせていただいて、また後で御意見や御質問を出していただければと思います。

それでは、事務局の説明について御了承をいただくということによろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○宮本委員長 それでは、異議なしということで承認したということにいたします。

続きまして、議題の（３）千葉市の現状とこども施策について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○宮葉課長 引き続きこども企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料２をお願いいたします。千葉市の現状とこども施策について御説明させていただきます。

まず、現状につきまして、（１）といたしまして、年齢４区分別人口の将来展望をグラフで示しております。ちょっと見づらいのですが、この棒グラフの一番下の網かけのところ、100台が並んでいるようなところが、0歳～14歳、年少人口の推定値となっております。全体といたしまして、千葉市の総人口につきましては、2020年代前半をピークに減少しているということがございます。4歳未満の年少人口ですとか、あるいは15歳～64歳の生産年齢人口も減少傾向にございます。一方で、65歳以上の高齢者人口は、2045年まで増加いたしまして、その後、緩やかに減少するような見込みでございます。

続きまして、（２）の合計特殊出生率でございます。こちらにつきましては、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当するものがございますが、全国的に減少傾向にございますけれども、千葉市はさらに下回っているような状況でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

（３）といたしまして、就学援助制度の認定者数でございます。就学援助制度につきましては、経済的な理由によりまして就学困難と認められる小・中学校の保護者に対しまして、市町村が学用品費や学校給食費などを援助する制度でございます。対象者につきましては、生活保護を受給している方、またはそれに準ずる程度に困窮していると市が認定した方となります。本市におきましては、就学援助の対象として認定された児童生徒数は、令和３年度は6,595人、認定率は9.42%で、平成28年度から増加傾向にございます。

次に、（４）児童虐待相談対応件数でございます。本市の児童虐待相談対応件数につきましては、こちらも増加傾向にございまして、令和３年度には初めて2,000件を超えたような状況でございます。この内訳といたしましては、令和３年度は、心理的虐待が61%、身体的虐待が24%、ネグレクトが14%、性的虐待が1%というような状況になっております。

3ページをお願いいたします。

（５）不登校児童生徒数でございます。本市の市立小・中学校における不登校児童生徒数につ

きましては、小・中学校いずれも増加傾向でございます。特に小学校につきましては、平成27年度から2倍以上に増加しているような状況でございます。

続いて、(6)のいじめ認知件数でございます。本市の市立小・中学校におけるいじめ認知件数につきましては、いずれも増加傾向でございます。特に小学校につきましては、平成27年度から4倍以上に増加しているような状況でございます。この増加の要因なんです、教職員のいじめに関する理解が深まったことなどもこの一因ではないかというふうに捉えております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2のこども施策についてでございます。本市では、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念といたします千葉県こどもプランに基づきまして、全てのこども・若者の子育て家庭を対象に、妊娠出産期から切れ目のない支援を体系的・総合的に推進するほか、その他の計画と連携をしながら、こども施策を推進しているところでございます。

その下の関連する主な計画のところでございますが、一番上位のものに千葉県基本構想というものがございまして、これに基づく10年スパンの基本計画というものが定められておまして、その10年の中のおおむね3年ごとに区切った実施計画というものがございまして、千葉県第1次実施計画につきましては、令和5年度～7年度を計画期間として定めているところでございますが、その下の千葉県こどもプラン(第2期)につきましては、令和2年度～6年度ということで、今お手元に配っています緑色の冊子のものでございます。

この計画につきましては、4つの計画を一体的に統合してございます。その4つというのが点線の囲みの中にお示してございますが、1つに、子ども・子育て支援事業計画、それから、子ども・若者育成支援についての計画、それから、ひとり親家庭自立促進計画、最後に、こどもの参画推進計画というものがございまして、

こちらにつきましては、冊子のほうは令和2年度～令和6年度なんです、計画期間の中間年度で見直しを行うということで、今年度が見直しを行う年度でございまして、既に見直しを行って、千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会という附属機関にこの内容を説明し、御了承をいただいているところでございます。本日の冊子の中にプリントした紙と一緒にとじてございますが、これが中間見直しを行った結果のものでございます。当初、策定した計画から時期がたつにつれていろんな状況が変わったりすることがございますので、中間年度にその実態とか施策の方向性なども踏まえまして、今回見直しを行った内容でございまして、

その下、4ページの図の連携と書かれている点線で囲われたものですが、こちらがそのこどもプラン以外のこどもに関する計画の部分でございまして、具体的には、左上にあります、千葉県こども未来応援プラン・こどもの貧困対策推進計画ですとか、その下の千葉県放課後子どもプラン、こういったものと適宜連携しながら、こども施策を総合的に推進していくというような状況でございまして、

続きまして、5ページをお願いいたします。ここからは、この計画に位置づけております主な取組につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、(1)といたしまして、困難を抱えたこどもへの支援ということで、1つに、児童虐待の防止というのがございまして、これにつきましては、児童相談所の体制強化というところで、

児童福祉司や児童心理司などの専門職員の増員を図ったり、あるいは、今年度から児童相談所の2所化を行いまして、体制強化を図ったり、あるいは、一時保護体制につきましても、定員を超えるような一時保護状態が常態化しておりますので、その体制の強化を図っております。

2つ目に、地域での見守り支援の強化ということで、子ども家庭総合支援拠点の設置ということで、今年度に中央区に設置いたしまして、令和5年度には花見川区と稲毛区、令和6年度には若葉区、緑区、美浜区に設置して、全市展開を図る予定でございます。

それから3つ目といたしまして、里親制度の推進ということで、家庭養育に関する環境整備の重要性を踏まえまして、育児ですとか家事支援などを行う里親サポーター制度ですとか、里親委託前の養育等の支援を行ったり、賠償責任保険の一括加入などのきめ細やかな支援のほか、新生児委託の推進に取り組んでおります。

続いて(エ)として、社会的養護アフターケアということで、18歳になって児童養護施設とかを退所した後でもこどもが孤立しないように、関係機関と連携した支援ということで、就職や進学、生活上の相談対応を行ったりしております。

次にイとして、こどもの貧困対策ですけれども、生活困窮家庭のこどもの生活習慣などの改善を図る子どもナビゲーターという相談員を令和5年度に全区配置する予定でおります。そのほか、経済的に困窮しているひとり親家庭等に対する学習塾や習い事に関する費用の助成なども行っております。

次にウとして、ヤングケアラーへの支援ということで、研修などによる支援者の認知度の向上、必要な支援につなげるコーディネーターの配置を検討しております。

続きまして、(2)のいじめ・不登校への支援ということで、アといたしまして、「いじめ防止基本方針」の策定、スクールカウンセラーの全校配置や、電話やSNS相談などの多様な窓口を整備しております。

次にイとして、「不登校対策パッケージ」といたしまして、教育支援センター「ライトポート」の小学生専用の教室を開設、次に、小学校のスクールカウンセラーの配置時間の拡充、3つ目に、ステップルームティーチャーターの配置や、1人1台端末のギガタブの活用、4つ目に、教育センターの相談機能の充実、5つ目に、教職員の研修の充実、最後が、フリースクールとの連携強化、こういったものに取り組んでおります。

次に、(3)こどもの参画推進でございます。社会の一員としてのこどもの自覚と自立を促すとともに、こどもたちの意見や提案をまちづくりに反映させるため、こどもの発達段階に応じてワークショップなどを実施しております。

次に、(4)産前産後の育児に関する不安や負担の軽減ということで、まず、助産師が心身のケアや育児指導等を行う産後ケアにつきまして、宿泊型、訪問型、日帰り型など、ニーズに応じた利用に対応しております。

次に、妊娠中や出産後の家事・育児を支援するエンゼルヘルパーを派遣しております。

続いて、6ページをお願いいたします。

(5)といたしまして、子育てと仕事の両立への支援ということで、まず、保育所待機児童の解消ということで、3年連続で待機児童ゼロを達成しております。保育需要の高い地域の重点的な施設整備ですとか、幼稚園を認定こども園に移行させるような取組、そのほか、子育て支援コ

ンシエルジュの配置、こういうものを全区に配置してございますが、こういったことによってきめ細かな相談対応や空き施設のマッチング、情報提供などを行っております。

次にイとして、保育の質の向上ということで、国の基準を上回る認可基準を設定したり、定期的な巡回指導を行うほか、幼児教育・保育人材のための研修相談拠点であります「幼児教育・保育人材支援センター」を令和6年度に開設する予定で準備を進めているところでございます。

ウといたしまして、幼児教育と小学校教育の接続の強化ということで、就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習に対応できるようにするためのアプローチカリキュラムというものを作成して普及させております。それから、幼稚園・保育園等と小学校との連携・交流活動の普及・定着化に努めております。

それから、(6)放課後等におけるこどもの居場所づくりでございます。アといたしまして、子どもルームの待機児童対策、利用環境の向上ということで、子どもルームというのは一般的には放課後児童クラブというような事業でございますけれども、千葉市の場合は子どもルームの名称を使っております。これにつきまして、土曜日の開所時間の延長ですとか、夏季休業時の拡大枠を試験的に行うほか、民間事業者との連携強化を図っております。

それから、児童の安全対策のために、校外に設置している子どもルームをできるだけ校内へ移転をするように検討をしているところでございます。

それから、先ほども出てまいりました1人1台端末のギガタブを活用した宿題や自主学習に対応するためのWi-Fi環境の整備といったものも行っています。

それから、イとして、アフタースクールの拡充ということで、このアフタースクールというのが放課後児童クラブと、放課後こども教室——こちらのほうは、学校施設を使用して地域の方々による様々な体験や活動の機会を提供するというものですが、こういったものを一体的に運営しまして、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験活動の機会を提供するものでございます。こちらにつきましても、ギガタブを活用した宿題や自主学習に対応するためのWi-Fi環境の整備を図っております。

それから、ウといたしまして、地域におけるこどもの居場所づくりということで、千葉市におきましては、中央区にありますきぼーるの中の「子ども交流館」、こういったものを運営したり、あるいは、若葉区源町にございます常設型のプレーパーク、こういったものの運営を行っております。そのほか市民団体等が運営する「どこでもこどもカフェ」ですとか、地域版のプレーパーク、こういったものに対する支援も行っております。また、こういったこどもの居場所で活躍していただける、こどもたちを見守る大人の育成を図るための講座なども実施しているところでございます。

以上、主な取組ということで簡単な御説明をさせていただきましたが、千葉市の現状とこども施策についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見をお願いいたします。郡司委員、どうぞ。

○郡司委員 千葉大学教育学部出身の郡司といたしますが、ちょっと風邪をひいて声がひどくて申し訳ないんですが、参加させていただいています。今回、若者の代表という形で公募委員に選んで

いただきました。1999年生まれの24歳です。

私からお伝えしたいのは、主な取組にありました（3）番のこどもの参画推進に関してです。私自身、今回の取組で、特に子どもの権利条約12条のこどもの意見表明権というものが重要なのではないかと考えています。今回お話しいただいた中では、こどもの声を反映させるものはワークショップとっていたんですけども、反映させるための仕組みづくりについてもぜひやっていただきたいなど、お話を聞いていて思いました。

というのも、声を上げて誰かに受け取ってもらえないとか、その声が本当に聞かれたのかどうか分からない、フィードバックがないと、自分の声がどうなったんだろうと子どもたちはものすごく不安になると思っていますので、ぜひ、こどもの声を反映させる仕組みづくりについても話しできれば私のほうから提案させていただければと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 ありがとうございます。今回のこどもの声を聞くというのは非常に重要なテーマになっておりますけど、実質的にどのような仕組みでどうすれば本当の意味で声を聞いたことになるのか、それこそこれから検討する必要があることだと思っておりますが、今の郡司委員の御発言に関して何か御意見があればいただきたいんですけども。

後ほどまた事務局から御説明がありますので、そこで改めて御意見をいただければと思います。そのほかいかがでしょうか。松島委員、どうぞ。

○松島委員 千葉大学教育学部3年生、2001年生まれで今21歳になります松島広輔と申します。比較的一番子どもたちの年に近いなと思っていて、自分の勉強不足でしたら本当に申し訳ないんですが、様々な施策を行っているということは理解していても、その内容というのが実際に自分たちまで届いていないなというふうにすごく感じます。なので、このこども条例であったり、千葉市の行っている施策ということが、やっているということがしっかりと市民であったり子どもに伝わるのが大事ななと思っていますので、これをどのように子どもや市民の方々に伝えていくのかということも、併せて検討していただければなというふうに発言させていただきます。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。これも大変重要な大きな課題だと思います。そのほかはいかがでしょうか。沖委員、どうぞ。

○沖委員 皆様初めまして。公募で選んでいただきました沖と申します。今の困難を抱えた子どもへの支援というところなんですけれども、先ほど全ての子どもについて、個人として尊重をされたり、意見を表明すると言われていたけれども、この条例を検討するに当たっての背景は、増加する児童虐待とか不登校、こどもの貧困、ヤングケアラー、要するに生活していくのに支障がある子どもたちが増えているからこういう条例をつくろうという背景がある。そして、普通の状態で、もうどんどん勉強が面白くなるという子どももいる。いろんな子どもに対する条例を1つにまとめるというのはものすごく大変なことだと思うんですけども、1つ質問が。抜けていると思うのは、虐待とか、よくない生活状態にいる子どもたちは、子どもだけ見ても絶対に良くならない状態です。

私も娘が小学校5年生のときに不登校になったり、もう児童相談所さんのところにも何度も何度もお邪魔したり、すごく大変な時期を乗り越えて今生き残っているのも、ものすごい実体験を皆さんにお知らせできればと思うんですが、きっかけになったのは、高橋和巳先生という心療内

科の先生の本なんですね。ここに持ってきたのは、「子は親を救うために『心の病』になる」という本なんですけど、もう1つ、「『母と子』という病」というのがあります。それが母親とこどもの関係についてもものすごくよく分かるように書かれています。こどもに関する先生方、皆様は、ぜひこの高橋和巳先生の、母親とこどもの関係の本を、自分の生育環境も見直す感じで見ていただくとものすごく分かると思うんですけど、こどもだけに特化して何かをしようとしても、この虐待とか貧困とかヤングケアラーというのは絶対直らないと思うんです。なので、政策の中に、こどもの後ろにいる母親、もしも母親が発達障害を持っていたら、その家庭は絶対によくないんです。母親から離してこどもがよくなっても、そこに戻したらまた同じことになっちゃうので。なので、こどもだけじゃなくてその後ろにいる保護者、そこまで踏み込んでいかないと、こういう困っているこどもはよくならないので、そこをもうちょっと奥行きのある政策まで行けるといいなと思います。

逆に、順風満帆で、いろんなことが知りたくて、目がきらきらしちゃって、世界中のお友達が欲しいなんて言っているこどもには、飛び級ができる学校とか、小学校、中学校、一般教育みたいなものも必要だけれども、大学みたいにあるような興味がある子と一緒に勉強していけるような、そういう学校を用意してもいいと思います。

今日持ってきたのは、堀真一郎先生が訳した「問題の子ども」A・S・ニールという人が約100年前に書かれた本なんですけど、映画で「夢見る小学校」というのを御存じですか。皆さん御覧になったことあると思うんですけど、「夢見る小学校」、国語・算数・理科・社会という教科に分かれた指導をしていなくて、こどもにプロジェクトをやらせるんです。1年間で、じゃ、紙を勉強してみよう。畑を耕して、コウゾ・ミツマタを育てて、専門家のところに自分たちでアポを取って、どういうことをやっているかレポートを書く。そのプロジェクトを遂行する間に、国語・算数・理科・社会・歴史とか全部学習できる。こどもたちが自分たちで道具を使って小屋を建てたり、いろんな自発的な、要するに飛行機型のこどもたちですね。外山滋比古さんが書いていらっしゃる本に書いてあったけど、グライダー人間ではなくて飛行機人間をつくる、そういう教育をものすごくやっているんです。なので、これからお話しをする上でこの本も皆様にお知らせしたいと思いますので、郡司委員と松島委員に、この「問題の子ども」とか、高橋和巳先生の本とか、ぜひ読んでみてください。すごく参考になると思います。

○宮本委員長 ありがとうございます。いろいろと同じような形で発言されたい方いらっしゃるんじゃないかなと思いますが、もし踏み込んで御発言いただく場合は、終わりのほうに時間を取ってありますので、うまくいけばそこで自由に、とにかくこの足かけ3年の検討委員会に関係していろんな御意見や思いを言っていただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

それでは、一通りここまでにしまして、事務局の御説明については異議なしということでよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○宮本委員長 それでは続きまして、議題（4）こどもをはじめとする市民の意見を反映させる取組みについて、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。資料3をお願いいたします。

こどもをはじめとする市民の意見を反映させる取組みについてですが、こども施策に対するこ

どもなどの意見の反映というのはこども基本法にも規定されておりますので、大変重要な取組であるというふうに考えております。

まず1つ目、関心度を高める取組みといたしまして、市の広報媒体を活用した周知・啓発、例えばこども・若者や子育て家庭が抱える課題ですとか条例の必要性、こういったものを広く市民の方へも周知をしていきたいと考えております。

2つ目といたしまして、シンポジウムの開催ということで、これにつきましても、そういったものに関心を持っていただく1つの契機といたしまして、有識者による基調講演ですとか、あるいは、有識者とこども・若者とのパネルディスカッション、こういったものも行っていきたいと考えております。

2つ目、意見等の収集でございまして、まず1つ目は各種アンケート調査の実施ということで、市立の小学校、中学校等を通じて、小・中学生やその保護者の方にいろいろなアンケートを行ったりとか、あるいは、高校生や大学生とか若者に対しましてもいろいろな意見を聞いていきたい。そのほか広く一般市民の方にもアンケート調査を行っていきたいと考えております。

また、2つ目は、意見聴取をいたしまして、実際にこども・若者に関する支援団体に対して、日頃、こどもや若者と接しておられる方々の中でいろいろな意見を取り込めるんじゃないかということで、こういうことにも取り組んでいきたいと考えております。

それから3つ目、こども・若者からの提案ということで、こちらにつきましては、千葉市で10年以上続けておりますこどもの参画推進事業というのがございます。1つは、こども・若者のワークショップというものでございまして、こちらのほうは、対象は小学生から中学生でございまして、こどもを取り巻く様々な課題などにつきまして、専門家や行政による説明を受けて、ファシリテーターの主導によりまして、こどもたちの意見や本市への提言などをまとめております。この取組の中で、令和5年度はこどもに関する条例をテーマとして設定していきたいと考えております。

2つ目が、こども・若者市役所ということで、こちらのほうは、対象は高校生から大学生という形になっております。こちらにつきましては、身近な地域の課題や社会問題につきまして、若者が自分たちで解決したり、本市へ提案したりするなど、よりよいまちづくりのために活動を行っています。こちらにつきましても令和5年度にこどもに関する条例をテーマとして設定してまいりたいと考えております。

これらの取組につきまして、審議に当たっての参考としていただくため、適宜、この当委員会において報告等を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。吉永委員、どうぞ。

○吉永委員 昭和薬科大学の吉永と申します。質問なんですけど、(2)番、意見等の収集の(2)番の意見聴取のところは、こどもたちにこのこどもや若者に関する支援団体の方がインタビューとかヒアリングをするという意味ですか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。具体的なところはまだちょっと検討をしている段階なんですけれども、やはり実際にこどもたちに関わっていらっしゃる支援者の方々の目線からの御意

見というものを聞いていきたいと思います。それから、必要に応じてはその先にいる子どもたちの意見というの、その方々からの聴取というものもあり得るのかなと思います。

以上でございます。

○宮本委員長 ほかにいかがでしょうか。こどもの意見を聴取するというのは、聴取できる可能性のあるこどもと、それをにわかと同じ方法でやってもとても聴取できないこどもがいて、本当に聴取したいこどもは、自分からなかなか発言できないお子さんたちですよね。その子たちの一番困っていること、ニーズをどうやって拾い上げるか、ここのところの検討をしないと聴取にならないですよね。

この間、小倉大臣が、合計で220人のこども・若者に直接に会って意見を聞いたというんですけども、それで意見を聞いた220人のこども・若者ってどういう子かというのは大体分かりますよね。つまり、それだけでは実態は分からない。これは関係者はみんなそう言っているわけですよね。そういう子どもたちの声をどうやって聴取したらいいかは、工夫をしない限りできないんですよね。という大きな宿題がここにあると思いますけど、いかがでしょうか。郡司委員、どうぞ。

○郡司委員 すみません、今のお話の中で私からもぜひお伝えできればと思っていることで、こどもオンブズマンとか、あるいは、こどもコミッショナーといわれるものが、千葉県千葉市内では、私が知る限りではあまり、活動をされていないのかなというふうに思っています。200何人の子たちは、自分で行けるといえるか、何か伝えたい意思があって、行ける手段があって、行けるお金があって、行けるメンタルがあるから行けているのであって、そうじゃない子たちがごまんという中で、その子たちを見過ごすわけには全く行かないと思います。

ただ、その子たちが自分の意見を言語化するってかなりきついことだし、かなりしんどいことを強いることになると思うので、そういったことにたけていらっしゃる、アドボケーターをやられている方、専門職の方を、ぜひ呼び出すとか要請するなりして、こういった取組が行われる必要があるというふうに強くお伝えしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。今の郡司委員の御発言に関しまして、何か御意見ありましたらお願いします。小林委員、どうぞ。

○小林委員 すみません、千葉市ひまわり会という里親会の会長をしております小林と申します。よろしくをお願いします。

今出た意見の関係なんですけれども、そもそもそのメンタル的に行けないとか、経済的な問題で行けないとか、意見表明できないお子さん、たくさんいるのと、言語表現できないということのその前に、そもそも意見形成ができていないなというお子さんがたくさんいるんじゃないのかなと思っています。それはどうしてかということ、たぶん意見をちゃんと聞かれてこなかった、こどもの権利を守られてこなかったの、ちゃんと意見があっても、その意見を表明することが当然の権利としてあるんだよということを全く知らない世界で生きているこどもというのはたくさんいるので、まず本当にその意見表明をするためには場所を作る、意見形成をつくるような場をつくっていくということが大事なんだろうなというふうに思いました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。名指しして申し訳ないですけど、村山委員は、困難なこど

もや若者をたくさん扱っていらっしゃるお仕事なので、そのあたりではどうでしょうか。

○村山委員 ありがとうございます。お二方から出た御意見、私も全く賛同です。意見を形成するための支援も必要だろうということ、それから、本当にちゃんとこどもの声を拾い上げるためのアプローチの仕方を考えなければいけないことは同感でございます。

あと、私ちょっと質問しようと思っていたことが2つございまして、条例をテーマに設定されるということで記載いただいているんですけども、どのように設定されるのかなというのが疑問でして、条例についてちょっと考えてみようと言っても、例えば条例って何のこっちゃって考えると思うんですよね。ですから、この基本条例の方向性の重要な材料としてこどもの御意見を聞くわけですから、どういうふうに問いというか、テーマ設定をなさるのか、これからお考えになるのかもしれないんですけども、そこはとても大事だと思っています。

それから、意見表明の支援のお話ですけども、児童福祉法改正によって、今後、意見表明支援の事業が始まると思います。その御準備をもしされているのであれば、それと関連して、先ほどの郡司委員がお話しいただいていましたけれども、そういう要員というか支援を行う人たちがもう実は準備されているのかどうなのかというのがちょっと気になっていますが、その点はいかがでしょう。

○宮葉課長 こども企画課でございます。このテーマ設定なんですけれども、具体的な検討は今後なんですけど、ファシリテーターという方もいらっしゃいますし、そういう方と一緒にいろいろ検討をしていきたいというふうには思っております。意見表明の取組については、こちらについても今後いろいろと検討をしていく必要があります、今、こどもの参画事業という形で取り組んではいるんですけども、それはあくまでも我々の部局がやっております、ただこれは、こども基本法ができたり、あるいは基本条例をつくっていく中で、千葉市の全組織がこういったものに取り組んでいかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、そういった仕組みづくりというか、そこに取り組む必要性というのはかなり大きいなというふうに思っております。

以上でございます。

○村山委員 児福法の意見表明支援事業の御準備状況とかは、特にこのテーマとは直接関連しないのかもしれないんですけども、生かせる場面もあるのかなと思ったりしたんですね。

○宮葉課長 すみません、今の児童福祉法絡みの御質問というのは、今度の児童養護施設等への措置とか一時保護に絡んでの意見表明ということですか。

○村山委員 おっしゃるとおりで、そのあたりの意見表明の支援をすることが今後必要というか行われると思っています。先ほど郡司委員がお話しいただいたのも、このテーマとは違うかもしれないですけども、「こどもの意見をしっかり聞ける専門家を」というお話でしたので、もし児福法の準備でそういう方を要請されているのであれば、今回の場面でも生かせるのではないかなというふうにちょっと思ったものですから、御準備状況をお聞きした次第です。

○宮葉課長 すみません、今の御質問のところも、今現在では特に具体的な準備とかはしていないということでございます。

以上でございます。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。田村委員、どうぞ。

○田村委員 田村でございます。いろいろお話を聞いていて、このこどもの意見を実際に反映する

取組というのは、どうしていくのかというのが一番難しく、そして多分、この条例を決めるに当たって一番核となるというか、よりよい条例にしていくために一番重要な部分で、これをどういう形で進めていくのかとか、どういうゴール地点に持っていくのかということをしっかり持たなくてはいけないのだろうなと思います。

今、郡司委員の御意見とかいただく中で、私も若者としてということをお話しいただいたんですけども、実際この条例を決めていくに当たって、その意見の中にあるいは決めていく中に子どもがいるということが非常に重要だと私は考えています。そういったことをどういうふうに形作っていくのかというのは、今後のスケジュール等もある中でどう進めていくかということはあると思うんですが、子どもの意見というものをどういうふうに反映するのか、その中にやはり、必ずその形づくっていくなかに子どもがいる、若者としてというところの対象として今回、公募委員で、たくさんの若者が手を挙げて入っていただいているというのは重要だと思います。その形をどうしていくのかということをしっかり決めていくことが重要だろうと思います。

もう1つは、多種多様な場に置かれている子どもたちあるいは親子の意見をどう聞いていくのかという方法論だと思います。今日、実際に専門委員として来ていただいている先生方の中にもやはり、今出ているだけでなく、出ていない分野、例えば障害がある子どもたちの意見というものをどんなふうに反映させていくのかとか、あるいは実際に児童養護施設で暮らしている子どもたちの意見というものを——先ほど小林委員のほうからもありましたが、やはり意見を表明する土壌をつくることから支援をしながらやっていくということも必要な子どもたち、あるいは子どもの意見を代弁してくれる親と一緒に、あるいは支援者と一緒にその意見を形づくっていくというような部分で、実際に専門でやられている委員の方々も今日来られていると思いますので、そういう委員の持っているものをうまく機能させながら、その土壌をどうつくっていくのかということも、併せて検討をしていければなと思っています。

時間がない中ですが、実際に千葉市がやっている様々な取組の中で意見を聴取することももちろん可能かなと思いますし、それをどう仕組みづくりの中で効果的に生かしていくのかということにおいては、ぜひ、この場に参加されているような若者の方たちに、例えばワーキンググループのような形でどんどんつくっていただいて、上げていただいて、みんなでそれを議論をしながら、効果的な意見交換が進めていければいいなと思っています。

○宮本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。米田委員、どうぞ。

○米田委員 公募で選んでいただいた米田と申します。私の子どもは知的障害があるんですけども、今、田村委員がおっしゃったように、そういう子たちの声を届けるということがなかなか難しいことだと思っています。そして、いつもこういう条例とかが決まって、その後回しというのではないですけども、骨格ができて、あっ漏れていたねと気づかれるというのではなく、みんな一人一人の子ども、例えば社会的背景で困難を抱えている子ではなく、その子自身が困難を抱えている子、例えば外国籍の子どももいると思いますし、ADHDのお子さんとか、みんな誰ひとり残すことがないような条例になればいいなと思っています。最初に宮本委員長の方から、「子どもという年齢が18とか限定されずにその子の状況で」というお話があったと思うんですけども、障害のある子もない子も、外国籍の子も、全ての子どもがこの子ども条例で守られて、いい社会で生きていくことを望んでいるので、この主な取組の中にある子どもの中にいろいろな子、

困難を抱えていない、できる子たちだけじゃないということを念頭に置いた条例になればいいなと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。檜浦委員、どうぞ。

○檜浦委員 こどものまちCBT実行委員会の檜浦と申します。よろしくお願いいたします。皆さんの意見を聞いていて、もっともだなということを感じておりまして、私どもこどものまちCBTというのは、こども・若者フォーラムにも参加して、非常に積極的に物事を言うこどもたちとの付き合いばかりなので、うちの関係するこどもたちが意見を求められればきっちりと言えると思うんです。でもその半面、いろんな障害を抱えていたりとか様々な家庭的状況があったりとかというこどもたちは、恐らく意見というのは言えないんじゃないのかなと思いますので、ここの意見等の収集というところで、基本的には、意見聴取はこども・若者に関する支援団体と書いてありますけれども、この支援団体ではなくとも、やはり直接、何とかヒアリングをできる状況をつくって、本当に必要なこどもたちの意見を集められるように、それこそ先ほど郡司委員がおっしゃられていましたけれども、専門家がしっかりと意見をまとめていくということが大事になってくるんじゃないかなということを感じました。

私なんかは全然専門家ではないのでなかなか難しいなと思うんですけれども、やはり、そういうことをしっかりとやっていращやる方にこどもたちの意見をもらっていければ、情報収集に役立っていくんじゃないかなと思いました。アンケートを出すだけでは多分難しいというのは間違いないかなと。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。松島委員、どうぞお願いします。

○松島委員 ありがとうございます。今お話があったような、子どもの提案であったり、意見の発信のあるところを考えていく中で、自身の経験では、学校というところの先生方の意見であったり、学校で教わったことというのがすごく自分の実にもなっていますし、その意見の形成であったり、意見の発信というところに関してはすごく重要だなというふうに考えております。

そんな中で質問なんですけど、ワークショップであったり若者市役所というものであると、こどもが自分で情報を得て自分でやりたいと思って参加しないといけない。どうしても受動的なものではなくてすごく能動的なものが主だと思うんですけど、現状であったり、学校教育と連携するということは考えていращやるのかということに関して、意見だったり現状をお伺いしたいです。

○宮葉課長 こども企画課でございます。委員のおっしゃるように、これまで進めておりますこどもの参画事業の参加者というのは、やはりそうした意識の高いお子さんが自ら手を挙げて御参加していただくという形で、参加者についてはやはり限られた一部のお子さんだけというのが正直実態なのかなと思っております。これはやはり1つ進めていく中で大きな課題だと考えておまして、昨年度から、学校の授業の中でこの社会参画の意識づけというような取組を始めております。学校の授業の中であれば、意識の高いお子さんだけでなく、いろんなお子さんがいるわけですので、そういうお子さんにも働きかけながら、徐々に社会参画の意識を高めていけるような、そういう取組にしたいということで、まだまだ途上ではございますけれども、そういう取組を始めて、今後、できるだけ拡大していきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。郡司委員、お願いします。

○郡司委員 私は教育学部を卒業して、教育学研究科にいて、千葉大学の教育学部の附属中学校で非常勤をやらせてもらっていたり、あとはNPOの方でいろんな学校を回らせてもらって、ものすごく学校教育ということに近い人間であります。ぜひ、今の授業の内容を教えていただきたいということと、詳しい情報を教えていただければなと思いました。今の日本はやっぱり、社会参画と一言と言われても、何も実感を持たずに、こどもたちは大人になったら社会に出ていくみたいな感覚でしかなくて、そこに実感が伴わない可能性があり、ものすごく怖いなと思いました。私自身、性教育について研究しているのですけれども、そちらとの関連で、子どもの権利条約に関する千葉市としての見解をA4の1枚に印刷して、各学校、各学級の担任の先生にそれを読み上げてもらうという取組をされているという研究会の方からお聞きしたことがあります、文章を読まれてもこどもたちも分からないので、そこら辺をどのように授業の中でお伝えになっているのかというところをまずはお聞かせいただければなと思います。

以上です。

○宮本委員長 委員の中で、今の御質問に何か情報提供できる方、いらっしゃいますか。そうでなければこれからの課題ですので、おいおい、学校、教育現場の中でどういう形で動いているのかということ調査していくということになると思います。

○宮葉課長 今の御質問、先ほど私が申し上げたこども参画の中の取組の御質問だと思うのですが、それにつきましては、学校の授業の中で、本当に身近な問題ですとか課題とかにつきまして、そういった専門家ですとか行政の職員がいろいろとファシリテーターをしながら、こういう問題があったときに、じゃ、あなたならどういうふうな解決の仕方をするんですかというような形で、みんなで一緒に考えていくような形で今、いろいろと進めているところですが、これがまだまだ途上にあるといえますか、始めたばかりのことでありますので、まだはっきりとした形にはなっていないのですけれども、こういうことを繰り返しながら、まちづくりですとか、あるいは、身近な課題に対して関心を持つとか、そういう意識の芽生えといえますか、そういったものを学校の授業を通じて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○宮本委員長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 すみません、民間子どもルーム連絡協議会の山崎といいます。うちは子どもルームをやっているのですが、母体が民間の保育園になります。そこに多様なお子さんにつきましては0歳～12歳までいるので、結構いろんなお子さんと、あとは保護者の方とお話する機会があって、面白かったことが1つあるのですが、この前、「こどもかいぎ」という映画が放映されて、それが文部科学省の推薦映画になっていまして、その中では、5、6名のこどもたちが、その保育士さんがファシリテーションしながら、こどもたちの意見を吸い上げるという映画なんですけど、それがとても面白くてですね、そのお話が、定期的に何人かで会議を繰り返して、例えばテーマがけんかとか、けんかはどうしたら起こっちゃうのかなという話を吸い上げていくとどんどん平和な話になっていったりとか、面白いなと思うのですが、もちろん小さいお子さんは、そんな話は飽きちゃう子はいるのですが、それを繰り返していくときに何が違うか

なと思うと、どんどん皆さん手を挙げるんですよ、小さいお子さんが。そういうことをやって、いろいろ意見を持っていく機会が増えていくなというふうに思っているんですが、うちの子もルームでもその「こどもかいぎ」を行って見たんですよ。何をテーマというのは特になかったんですが、そのときたまたま発言したこどもがいて、小学生なんですけど、うちの保育園以外で遊ぶとしたらどんなところがある？と言ったときに、公園が上がらなかったんですよ。公園が上がらなかったんだけどなんで？と言ったら、あまり遊ぶことがないとおっしゃっていて、じゃ、公園では何をしたいのかなということで、思い切りボールを投げてみたいとか、鬼ごっこしたいんだけど同じような年の子たちがいないというような声も聞かれたので、ああなるほどということかということで、うちの保育園は2年前に、思いっきり投げていいよという壁を作ってみるということにして、寄付をいただいたお金を使って角に建てちゃったんですけど、そうしたらすごくそれが好きで、みんなそれでずっとドッジボールをやっていたら、今度、中学校のこどもがハンドボールに行くよという子もいて、ドッジボールクラブがあったりするんですけども、そこですごく活躍をして、全国大会まで行くような子たちがそこから生まれてきたりもありました。

こういうことを考えると、各民間とかもそうなんですけれども、公立も含めて「こどもかいぎ」で話を聞くことはたぶん、専門家としてはできるとは思います。じゃ、どういった保育園だったらいいかとか、どういった公園がいいかなとか、赤ちゃんの保護者の方にお話を聞く機会を設けるなどして、じゃ、どういった施策があったらいいですかというようなことは、多分つぶさに聞いて回れるんじゃないのかなと思うんですけども、実際に現場で働く職員がちょっと手薄になることも考えられるので、その辺はまたこの千葉市という政令指定都市であれば、教育現場と費用に関しては千葉市が行うことになっていると思いますので、その辺の意見集約についても御協力できることはいっぱいあると思うので、専門家とか専門団体に関して御協力いただけることが、今お話のとおり、できると思っております。参考になればと思います。

○宮本委員長 ありがとうございます。山口委員、よろしく願いいたします。

○山口委員 よろしく願いいたします。青少年育成委員会の山口でございます。先ほど、課長さんから学校の授業のいろんなお話をいただいて、学校の授業でいただくというのは本当に素晴らしいと思いますか意見が出てくるということもあるんでしょうけれども、実は、学校の授業でできないような、あるいはしゃべれないような、そこへ出てこれないような親御さんだったり、こどもたちもそうですけど、そういった子たちが本当に困っているというところをどうにかするというところで、実は、青少年育成委員会というのは千葉市内の中学校区ごとに設置されていて、非常に地域性の高いものなんです。本当に井戸端会議の集合体みたいなのところがありまして、構成団体は、青少年育成委員会といえども民生さんが入っていたり、あるいは地域の団体が入っていて、意外と各小学校・中学校というのは井戸端会議のネタを結構持っているんですよ。本当に末端の現場の先生方が、例えばそこのおじいちゃんの具合が悪くてお孫さんが調子が悪くなって学校に来れないんだよとかいうことを先生方が知っていたりするんですね。そういったことをどうにかケアするというのがこの青少年育成委員会——イベントごとをきれいごとでやってみんなで意見を取り上げてということもしますけれども、実は、地域に根ざした井戸端会議的なところのネタを意外と小学校・中学校というのは持っているんですね。授業でない部分の——ちょっとごめんなさい、今日先生もいますけれども、先生方の裏ネタというか、そういったところを活用

すると、名だたる専門家の先生方を呼ばなくても、意外と解決策あるいは手助け、そういったヒントというのは出てくるわけですね。ぜひともそういった、授業ではない、ちょっと言い方は悪いかもかもしれませんが、きれいごとでないところの裏ネタを持っている小学校・中学校の井戸端会議のような、先生方の持っているネタを大いに活用して、そういった子たちにも接していくのがいいかなという気がします。そのへんのちょっと、あんまり条例でそんなことは書けないかもしれませんがそれでも、そういったこともあるということを知っておいていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○矢尾板副委員長 今までいろいろ御意見を伺ってしまして、この条例をつくるに当たって、市民の皆さん、子どもたちの意見を反映させるということで事務局から御提案いただいたことについては、もう少し改善というかいろいろと多様な方法を考えていくほうがいいんじゃないかなということが、委員の皆様御意見、まとめて言うとそんなことかなというふうに思いますので、この後のスケジュールのお話などにも関わってくると思いますが、できれば事務局のほうに、今の御意見を踏まえながら検討をいただいて、より多種多様な方法で、単にアンケートを取るだけじゃなくて、いろいろな現場に足を運ぶとか、そんなことでやっていただくということがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

僕もあるところで、仕事総合戦略を作る、委員長をやったんですけれども、私もやっぱり子どもの意見を聞くというか、例えば高校生であれば、逆に、高校に私のほうから行ってお話を聞かせていただいたりとかいうことで意見交換会を、来ていただくのではなくて、現場に出かけて行ってやっていたということですので、御提案なんですけれども、委員の皆さんに御協力をいただきながら、ぜひそういった関心のところで足を運んで、みんなで話を聞いていくとかいうことができるので、この場で意見が集まってきますので、よろしいんじゃないかなということで、御提案としては、そういったことも踏まえて少し事務局のほうで御検討をいただくということでどうかと、時間もそろそろ来ているかと思しますので、少し御提案をさせていただきます。

○宮本委員長 ありがとうございます。副委員長から時間のことをきっちり指摘されました。まだいっぱい御意見があると思いますが、ちょっと先に行かせていただき、少し時間が残ったらさらに御意見をいただきたいと思えます。

それでは、議題（５）条例制定までのスケジュール（予定）について、事務局から御説明をお願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。資料４をお願いいたします。条例制定までのスケジュールということで、こちらの議題に書かせていただいているのはあくまで予定ということで御了解をいただければと思います。

まず、令和４年度、本日ですが第１回の委員会を開催しております。令和５年度につきましては、第１回の委員会を５月頃に予定しております。内容につきましては、先ほど御説明しましたアンケート調査等について、こちらにつきましてもより具体的に、方法、対象等の検討をいたしました案を提示させていただき、また御意見をいただいたり、御審議いただければと思っております。併せて、シンポジウムの開催につきましても予定しておりますので、こちらの内容についてもいろいろと御意見をいただければと思っております。シンポジウムを開催するのは今のところ９月～１０月くらいを予定しております。

そのシンポジウム後に第2回の委員会を開催させていただきまして、このシンポジウムの結果の報告ですとか、それから、こども・若者の意見、そういったことの中間報告という形で、できれば実際に検討をしていただいているこどもや若者の方にも参加していただければありがたいなと思っております。

それから、第3回の委員会につきまして、12月頃ということで、引き続き条例素案の検討のほうを行っていただきまして、翌年の3月ぐらいに第4回の委員会ということで、こういったアンケート調査とか市民のいろんな声を聞いた結果につきまして御報告させていただくとともに、こどもや若者の意見の結果報告というものもさせていただければと考えております。

それから、令和6年度につきましては、第1回の委員会を5月頃に予定しておりまして、引き続き条例素案の検討を行っていただき、第2回の委員会を7月下旬頃、これにつきましては条例素案に関する答申のとりまとめを行っていただければと思っております。

その後、この答申を基に、事務局のほうで条例素案を作成いたしまして、パブリックコメント手続を実施いたします。その後、第3回委員会を10月頃に実施いたしまして、パブリックコメント手続の結果報告と最終的な条例案の報告をさせていただきまして、令和7年、年明けの第1回の市議会定例会に条例議案を提出したいと考えています。

スケジュールにつきましては、以上でございます。

○宮本委員長 ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問はありますでしょうか。御意見がなければちょっと私のほうから確認させていただきたいんですけども、この日程でいきますと、5年に入りますと、市民へアンケートと、あるいはこどもや若者への意見聴取というところに入っていくんですけども、ちょっと委員長としては、千葉市の基本条例がどういうタイプのものかというのをもう少し早めに定めないと、意見聴取をするにしても、例えば比較的新しい令和3年に制定された東京都の基本条例なんかを見ると極めて内容が限定的で、中身はあまりないんですよ。対象は18歳までで、何が一番ポイントかというところ、こどもの意見聴取みたいなものになっているわけです。そういうタイプのものを事務局として考えておられるのか、それとも、もう少し具体的な施策に踏み込んで、千葉市の条例の中にきちんとこれだけはこのタイプは入れるのか、あるいはこれだけではなくて、もっとたくさん盛り込んでいる自治体の条例もございまして、そのあたりのタイプを決めないと、令和5年にシンポジウムをやったりいろいろやっているけれども、いろいろなことがばらばら出てきますと条例としてまとめられないのではないかと、委員長としてはそれを非常に懸念するんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○宮葉課長 今回の御質問に対しましては、この5月ぐらいに予定しております次回の委員会におきまして、また改めて考え方を整理いたしましてお示ししたいと考えています。

以上でございます。

○宮本委員長 ということは、5月の委員会で、委員の皆様からいろんな御意見が出たら、そこで修正の案ということでよろしいですか。

○宮葉課長 はい、あくまでも事務局としての案をまず提示させていただきまして、それにつきまして御意見等をいただきたいと思いますと思っております。

○宮本委員長 ありがとうございます。何かそのほか御意見ありますでしょうか。

○矢尾板副委員長 令和5年度のお話なんですけれども、今日いろいろ委員の皆さんにお話を聞いて

て、やっぱりテーマが広くて、1つずつ深掘りをするのでは多分時間が足りないのかなということが分かりました。どこに偏ってもいけないと思いますので、ちょっと御提案というか御検討をいただきたいのは、先ほど田村委員からもありましたように、分科会ではないんですけども、少しテーマごとのワーキンググループ的なものを置いて、そこで集中的にそのテーマについて議論をしていただく時間が必要なのかなというふうにちょっと思いましたので、スケジュール感の中で、この第1回のところでどこまでやるかというのはあると思うんですけども、その1回、2回ぐらい、そのあたりのところで少しそういった時間を持つことは重要かなと思います。

もう一つは、シンポジウムなんですけれども、どのくらいの規模で考えているのかというところもあると思うんですが、これはやっぱり今回取り扱うテーマが幅広いので、1本では難しいのかなと。シンポジウムという形でなくて、ワークショップじゃないんですけども、ワーキンググループをベースとした形で、市民の皆さんなり関係の団体の皆さん方に参加していただき、意見交流会じゃないですけども、そういう形で少しいろんなテーマで細かくやられたほうがより適切な意見が集まってくるんじゃないかなと思いますので、このシンポジウムの開催については少し御検討を踏まえて御提案をいただけるとよろしいんじゃないかなと思いましたが、ちょっと申し上げました。

○宮本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。村山委員、どうぞ。

○村山委員 今、副委員長から御提案いただいたことは私もとても賛成でして、そうなるとういう分科会を置くのかという、どういう分野を取り扱うのかというのはやっぱり固めなければいけないと思うんですね。今回、意見表明のことについてはすごい議論が活発になっていますけれども、個人的には、相談・救済とか、権利の保障状況の検証とか、そのあたりもぜひと思っておりまして、それについても1分科会という形を取っていただけないかなという希望はございます。

これはこどもたちが困ったときに相談できる、救済を求められるという制度がほかの自治体ではあるということですけども、それが千葉市には——県ですかね——ないと思います。学校内の性暴力に関しては、昨年度でしょうか、調査チームですとか、政策検討・検証を行うチームなどが来年度から発足されるということでお聞きしております。ですから、学校内の性暴力に関しては、こどもたちは助けをすぐ求めやすい千葉市になって、しかもこれは多分全国の最先端だと思うんですけども、そういうふうにやっています。ですが、これが性暴力を離れて、例えば普通の体罰、暴力ですとか、あと場面が変わって保育所ですとか幼稚園とか、そういう場面になってきた場合などには使えないと思うんですね。ですから、こどもたちがきちんと、困ったときに助けてください、守ってほしいと言う場というのは私は絶対必要だと思っていて、その検討ができたかなと思っています。

この条例、こどもたちが個人として私たちは大事な存在なんだ、一人一人幸せを追求していいんだと、そう思ってもらえるものをつくってあげればと皆さん思っていると思うんですけども、やはり、非常事態にちゃんと守ってくれるんだ、このまちは、千葉市に生まれてよかった、そういうことにもつながっていく制度にもなると思いますので、ぜひともそこについても、御検討と、分科会化をお願いしたいなと思っています。

以上です。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。吉永委員、どうぞ。

○吉永委員 吉永です。私は、資料1番で本日事務局から御説明いただいた、この条例を制定する背景や現在のところのニーズのお話があったんですけれども、こちらを先ほど松島さんという若者委員の方が、僕らにもきちんといろんな情報を届けてほしいというお話がありましたので、このままいくとちょっとすごく硬くて読みづらいので、若者や子どもたちに伝わりやすい表現とかに変えていただいて、これからこういう条例づくりが始まるよというのを、まず、ちょっと伝えてあげてほしいなと思います。そうすると関心を持つ人が少しでも増えていくと、意見を聞くのにも非常に役立つかなと思いますので、そういうのもぜひやっていただければと思います。お願いします。

○宮本委員長 そうですね。昨日見ておりましたら、多摩市の条例は全部「です・ます」ですね。一番読んでほしいのは子どもたちというスタンスで書かれていて、括弧がついていて、そこに解説が全部ついているという、そういうやり方になっていました。そういうこともあり得ると思いますね。

○吉永委員 多摩市の条例制定に関わっています。

○宮本委員長 多摩市は一つのユニークなタイプだということで、なるほどたくさんあるなという感じがいたしました。そのほかいかがでしょうか。大森委員、どうぞ。

○大森委員 千葉市民間保育園協議会の大森と申します。僕自身もそばにあります今井保育園の副園長をしております。余談なんですけど、公募委員の松島広輔委員はうちの保育園の卒園児で、今、大学3年生で、市のこのような会議で公募委員になってこんなに立派な意見を述べている姿を見て本当にうれしく思っております。

そして、保育園という仕事柄どうしても私たちは就学前の子どもを保育し、その保護者の方々と接したりお話しすることが多いので、先ほど沖委員が言っていたような母子関係のところの子育てのアドバイスとか、そういう話をするのは多いんですが、先ほど郡司委員も授業の内容を教えてくださいというお話をしていましたが、このこどもの定義を年齢では区切らないとか、何歳から何歳までとは決めないというお話でしたが、その子どもたちは義務教育を含めて、6年の3年の、高校へ行けばもう3年行きますから、仮に18歳だったとしても、そのうちの12年間を学校で過ごすんですよね。過ごすにもかかわらず、この市のほうの、事務局の書かれた役職を見ると、福祉行政の方々ばかりで、学校行政に関わる方がほとんどいないということが――これは国のこども家庭庁もそうなんですけど、我々就学前の施設の者からすると、保育園・認定こども園・幼稚園、この3つの形態の施設が一緒になると直前まで思っていたんですが、文科省の幼稚園部門だけ入りませんでした。それと同じ形なんだなというふうに思ったので、こども基本というのであれば、学校関係者がいてほしいなというふうに痛切に思います。

僕からは以上です。

○宮本委員長 おっしゃるとおりですね。渡部委員、どうぞ。

○渡部委員 私、児童養護施設千葉みらい響の杜学園の施設長をやっておりますが、この基本条例は子どもを守るというような考えでいいんですかね。そういうものもあるというんですかね。養護施設の子どもたちってなかなかコミュニケーション能力が上手じゃないので、こどもの声を聞くということに力を入れているんですけれども、本当に言葉が少なくって、例えばピザ、黄色、白い・黄色ぐらいしか知らない子もいたりなんかして、そういった子どもたちの声をどうやって聞

くかというとなかなか困難で、そこでやっぱり学校教育というか、教育の問題も関わってくるんですけども、言葉というかコミュニケーション能力というか、そういうのをいかに育てるかというところ、そこもすごく大事になっており、意見を言えるこどもにしたいなと思っているんですけども、そういったこどもたちを守るための条例と考えてよろしいですか。

○宮葉課長 ご質問ありがとうございます。やはり、いろいろな支援が必要なお子さんがたくさんいらっしゃるんですけども、そういう方々も含めまして全てのこどもたちが生き生きと健やかに育っていくような社会の実現を図るということ、当然そこにはこどもたちが社会全体から守られるような存在であることを、全体で改めて認識をしていくことも1つの大きな目的としてありますので、全てのこどもたちがそのような形で自分らしく生きられるような社会を実現することを目指すような条例にしたいと考えています。

以上です。

○宮本委員長 郡司委員、お願いします。

○郡司委員 すみません、2点お話しさせてください。まず1点目として、先ほど御指摘いただいた方もいらっしゃいましたが、学校教育関係者が委員に全くいないというのはかなり問題だというふうに私自身も認識しています。私、非常勤なんですけど、私なりに言えることがあっても、学校の先生として、特に管理職として、こどもたちの非行行動であったり不登校問題というところに日々頭を抱えていらっしゃる先生方がここに入ってくださいことで、内容もかなり具体性が増すと思いますので、学校公募委員というのは難しいかもしれませんが、せめて、市役所にいらっしゃる教育委員会の方をお呼びいただければよいのかなというふうに思いました。ワーキンググループをつくられる際にはぜひそれをお願いできればと思います。

2点目として、先ほど多摩市の事例が上がっていましたが、私からは町田市の事例をぜひお伝えできればなというふうに思います。というのも、町田市は、2021年に日本ユニセフ協会から認定を受けているような市町村であります。CFCI、略称はうろ覚えなんですけど、子ども権利条約がちゃんと自治体レベルで具体化できているというお墨付きをもらっているのが町田市なんです。なので、町田市独自に日本版の子ども権利条約をちゃんと守るチェックリストを出していますので、そのチェックリストをどういうふうにするかは、千葉市ではこれを1つずつクリアしていくのかというような話ができると思いますので、私分からない分野で御活躍されている方々がたくさんいらっしゃると思いますので、それぞれの実体験を活かしながらワーキンググループという、そういったものが活用できればいいなというふうに御提案させていただければと思います。

以上です。

○宮本委員長 時間が残り少なくなっていますけれども、その他が残っておりますけれども、その他について何かございますか。それを先に伺ってから、あと残りの時間、最大限有効に使って御意見をいただきたいと思っています。

○宮葉課長 こども企画課でございます。その他といたしまして、次回開催予定、先ほどスケジュールのところでも御説明させていただきましたけれども、令和5年度第1回の会議につきましては、5月頃を予定してございます。また日程につきましては改めて調整させていただきます。

以上でございます。

○宮本委員長 じゃ、ただいまのその他についてはよろしいでしょうか。それから、飛ばしてしまいましたけれども、先ほどの議題（５）スケジュールに関して、いろいろ御意見たくさん出ましたけれども、基本的には異議なしということではよろしいでしょうか。異議なしと言いながら、いろいろな注文と要望が出ておりますけれども、それを踏まえて進めていただければと思います。

【 異議なし 】

○宮本委員長 あと少し時間が残っておりますけれども、御意見ある方、どのぐらいいらっしゃいますでしょうか。お二人。じゃ、お願いします。

○藤芳委員 すみません、千葉市手をつなぐ育成会の副会長をしております藤芳です。育成会のほうは知的障害者の親・家族の会になっております。普段から、子ども委員会というものがあっています、そちらで保護者の意見を聞いております。知的障害がある子どもは、なかなか自分の意見を伝えることはできないんですけれども、学校や幼稚園とかでも、なかなか本人から伝えることはできないんですが、保護者はやっぱりその辺のところを感じられたりとか、読み取れたりとか、ふだんの様子から分かったりするんで、ワークショップとか、そういったことをされるときには、先ほどの沖委員のほうからも、保護者まで掘り下げてというお話もあったので、そういった保護者の意見も取り入れていただけるような仕組みにもしていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○矢尾板副委員長 最後に私から、少し今日お話を聞かせていただいて、３点ほど申し上げたいと思うんですが、１点目は、委員長からもありますように、この条例で何を定めるのかということをもう少し整理したほうが議論がしやすいのかなと思いました。条例も、理念条例と政策条例がありますので、どういう性格を持つのかということと、その中で具体的にどこまで落とし込んでいくのか、条例というのは、私自身、OS、オペレーションシステムだと思っておりまして、そのOSに基づいて、基本計画であり実行計画があると。そうすると具体的な施策の中身については、そうした計画の中でつくって、さらにそれを推進していくという行政体系があるのかなと思いますので、その計画を進めていく上で、こうした考え方や市の責務・悩みとか、そういったことをどこまで書き込んでいくのか、またどういう性格にするのかということも少し整理していくと、議論がいろいろ整理されていくのかなと思いました。

それに関わって、千葉市で今やっている事業をもっと理解をしていく必要があるかなと思いました。今、本当に千葉市では先進的な取組をかなりやられていまして、そこでどういう課題があるのかということも理解をした上で、その課題をどう超えていくのかということがこの条例の肝になってくると思います。そういう意味では、私どもも含めて多種多様な取組があるんですけれども、そうした千葉市の事業をちょっと教えていただく、もう少し具体的に——今日も、子ども・若者のカワークショップ、子ども・若者市役所のお話出ていますけれども、多分、いろいろ御意見いただいたんですけれども、中身をあまり、まだ共通認識になっていないためにこういう問題があるんじゃないかと御意見が出たと思うんですね。そういったこと目の線を合わせていくという意味では、こうした取組を実際に具体的にどういうことをやっているのかという報告をいただくとか、そのほかにも、今日御説明いただきましたけれども、取組を教えていただいて、現場でどういう課題があるのかとか、そういったことをまずは知った上で議論をしていくということが重要かなと、そういったふうに思います。

最後ですけれども、今日いろいろお話をいただきまして、本当にこの条例が対象とする内容というのは多岐にわたると思います。1つは、こどもや若者が悲壮——悲壮という言葉がいいのかどうか分かりませんが、悲壮な環境に置かれることなく成長していくことができる環境を整えていこうということと、2つ目が、多様なこども・若者がいらっしゃいますけれども、そうした方々が必要とされる支援を適切に受けられることが必要なんじゃないかと。そして3点目が、こどもや若者自身の幸福へのアクセスに、多分ポイントは主体的に参画をしていくということだと思いますが、そうした主体的に参画するための機会を行政としても提供していく、また社会としても提供をしていくこと、またその実現にどう支援をしていくか、この大きな3点が柱になってくるのかなと思いますので、こうした柱の中で、それぞれ、委員の皆さん、専門家の皆さんもお集まりだと思しますので、いろいろと議論、御意見をいただいて、より千葉市の施策を推進していくOSをつくっていきけるといいんじゃないかということで、最後、ちょっと申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○宮本委員長 ありがとうございました。今、副委員長が非常によく整理をしていただいたので、もうそれで進められるなというふうに思いました。

2点だけ、時間が押していますけれども、ほんのちょっとだけ。今日御意見が出なかったんですけれども、このこども基本条例のこどもの権利ですね、これに関してはさらに突っ込んだ議論が必要とされていて、こどもの虐待、いじめ等々、自殺その他、こどもの権利侵害と見られる事象が多発しているということで、こども基本法はこどもの権利を定めるということになりましたけれども、その方法に関しては空白のままで、国のレベルでもこれから具体的に検討が始まると思いますけれども、千葉市においても、この権利侵害に関して、どうやってこどもを守るのかということが問われていると思います。こういう動きに関しては、例えば国のレベルでこどものSOSに応える人権機関、例えば子どもコミッショナーという名前と呼ばれていますが、この設置に関して、市民の団体からはかなり強い要望が出ておりますし、日弁連なんかも、この問題に対しては強い関心を持っておられます。そういう形で、国がやらないならということで、既に幾つかの自治体は、SOSの人権擁護機関を設けているわけですね。この議論を同時にしていく必要があるのではないか、ということが1点です。

もう1点は、先ほどこどもの意見を聞くという話がたくさん出ましたけれども、もう一つは、こどもの意見を聞く前の大人の問題というのがあって、例えば、私、自分の関係している民間団体で、去年、厚労省とそれからこども家庭庁の準備室に陳情に行きましたけれども、1つだけ例を挙げると、例えば虐待の懸念があって一時保護所にこどもをいざなうということなんですけれども、一時保護所はこどもに対して何一つ説明をしていない。選択する余地が全くない。それから、ここへ来てその後どうなるかということをごどもに対して何も伝えていない。こういう状態なんですよね。だから、一般的なこどもの意見を聞く前に、もっと喫緊のこども救済のためのこどもに情報を与え、こどもがそれに対して意見を言い、選択できるという状況をつくっていかないと、そういうことなしのこどもの意見を聞いて施策に反映するというようなことは、言ってみると、何というんですかね、浮いた話ではないかというような実態があります。そのあたりについても加えて検討をしていただきたいなという感じがします。

ということで、ちょっと時間が過ぎてしまって申し訳ございません。本日、第1回目ですけれ

ども、大変様々な御意見をいただいて、第1回目としてはよかったというふうに思います。また第2回目、よろしくお願いいたします。

○酒井補佐 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上